

◎新潟県告示第610号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成28年5月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	18者	浦新田横枕甲105番ほか359筆 31.8ha
阿賀野市	1者	分田山王田173番1ほか15筆 2.3ha
聖籠町	10者	諏訪山瘤柳3番ほか71筆 6.9ha
新潟市	141者	北区新鼻170番2ほか2,531筆 67.7ha
五泉市	4者	五泉田向2番ほか22筆 1.7ha
燕市	14者	八王寺曲戸1844番ほか29筆 2.7ha
弥彦村	1者	上泉潟端2365番15ほか1筆 0.2ha
出雲崎町	1者	市野坪欠ノ下102番1 0.1ha
魚沼市	6者	田川柳平1194番2ほか34筆 1.9ha
十日町市	10者	松之山松口清水岨2106番1ほか69筆 6.8ha
柏崎市	97者	中田下川原1107番ほか1,171筆 88.7ha
上越市	53者	野尻回り木869ほか467筆 59.8ha
妙高市	3者	関山大峯716番1ほか15筆 1.5ha
糸魚川市	1者	真木真貝田1382番 0.1ha
佐渡市	29者	吾潟大手サキ772番ほか124筆 18.5ha
合計	389者	4,923筆 290.7ha

2 申請年月日

平成28年4月25日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課
 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局新津農業振興部企画振興課
 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県柏崎地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。